

ひとりで悩んでいるあなたへ

人は、突然の予期できない被害にあうと、頭の中が真っ白になり、「何も考えられない」「どうしていいかわからない」「気持ちが落ち込んでしまう」といった症状が現れます。

その後も恐怖感、不安感や孤独感に悩まされます。どうか一人で悩んだり考え込んだりせずに、ぜひ、ご相談ください。

少しでも、あなたのお役に立ちたいと思います。

まずはお電話ください

相談電話 **089-905-0150**

相談日：月曜日～金曜日

受付時間：午前10時～午後4時

（祝日・年末年始はお休みです）

* 面接相談は、事前予約が必要です。



- ・ 相談無料・秘密厳守
- ・ 必要に応じて弁護士、臨床心理士等による専門的相談も行います。

賛助会員の募集

被害者支援センターえひめは、愛媛県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、犯罪にあわれた方やその家族が苦しみから立ち直り、元の平穏な生活を取り戻すための支援を行っています。当センターの活動は、皆様からの会費や寄付金等が大きな支えとなっています。

皆様の温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

賛助会員年会費

個人会員	—□	1,000円
法人・団体会員	—□	10,000円

寄付のお願い

金額は問いません

お問い合わせ・連絡先

被害者支援センターえひめまでご連絡ください。



犯罪被害者支援シンボルマーク「ギョつとちゃん」

あなたのそばに あなたとともに

～笑顔が戻るまで～



愛媛県イメージアップキャラクター
「みぎゃん」

愛媛県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 被害者支援センターえひめ

電話 **089-905-0170**

FAX **089-905-0160**

Eメール info@shien-ehime.or.jp

〒791-1114 松山市井門町544番地4

センターでは、 犯罪被害等で悩んでいる方のために 次のような支援を行っています。

電話相談

専門的な研修を受けた犯罪被害相談員が対応します。

日常生活の支援

ご希望により自宅訪問や家事支援等を行います。

警察署等への付添支援

警察署や検察庁、県庁、市・町役場等に行くときに付添います。

医療機関の手配・付添支援

ご希望に応じて医療機関の手配と付添いをします。

弁護士との 合同相談

初回相談料無料

刑事事件に関して弁護士と犯罪被害相談員が合同で相談を受けます。

面接相談

犯罪被害相談員が面接して相談を受けます。
必要に応じて弁護士や、臨床心理士による相談も受けます。

犯罪被害者等給付金 申請補助

犯罪被害者等給付金の申請にかかる手続の補助を行います。

自助グループ支援

犯罪被害にあわれた方や、そのご家族に交流の場を提供し、グループ活動の支援を行います。

※相談・支援は無料です
※秘密は守ります



裁判における支援

裁判を傍聴するときや証人出廷するときなど、必要に応じて付添います。



～あなたをサポートします～

相談員等による面接相談

専門的な研修を受けた相談員等が面接して相談を受けます。相談料は無料です。

弁護士会との合同相談

刑事事件に関して、必要に応じ、弁護士と犯罪被害相談員が合同して相談を受けます。

臨床心理士による面接相談

臨床心理士と連携して、必要に応じ、専門的な心のケアを行っています。



弁護士・臨床心理士の面接相談は

- 事前予約が必要です。
- 初回の相談料は無料です。
- 秘密は厳守します。
- 場所は原則として当センターの相談室です。
- 内容によっては、お断りする場合があります。

お問い合わせは被害者支援センターえひめへ

電話 **089-905-0170**

相談電話 **089-905-0150**